

2023.6.15

団交情報

No. 836

<国労千申第3号>

申入日：2023.5.30

団交日：1回目 2023.6.7

2回目 2023.6.14

国労千葉地方本部

CTS「2023年度夏季手当」 について回答を示す！

JR 各社およびグループ会社が夏季手当について回答が出される中、6月14日にCTSから夏季手当について回答があった。

(組合側からは)

JR 東日本及びグループ会社に対し申し入れを行っている中で組合要求額2.5か月プラス5万円の支払いを求めた。

JR 東日本ではコロナ感染も収束し、利用者が9割程度戻ってきている。この間コロナを口実に業務量の削減や契約の見直しにより、グループ会社である千葉鉄道サービスにも影響を及ぼしていることは認識しているが、現場で働く方はコロナ明けで世間相場が上向きから、期待も大きくなっている。是非昨年を上回る回答を期待したい。また社員だけではなく、今春闘で賃上げのなかったパートや契約社員の処遇を改善することで離職や新規採用の確保につながる旨説明を行った。

(会社側からは)

2022年度の通期決算概要が示され、2021年度と比較して車両・駅舎清掃等の契約額が減少、構内入換も減少。一方でコインロッカー収入が人の流れと共に大きく拡大。営業費用は時給改善による人件費の増加があったものの、業務量変動に合わせた作業ダイヤの見直し等により人件費が減少、賞与・一時金の増額、功労金の支給、コインロッカーにかかる諸経費等により役務費が増加したが、営業利益は前年比100.4%で増収増益との説明。JR 東日本グループとして3年ぶりに黒字化を確保したが、ライフサイクルの変化、人口減少、少子高齢化、原材料やエネルギーコストの上昇など厳しい経営環境が続くが、お客様の信頼の源である安全・安心の提供とコストダウンを実現し経営体質の強化が求められている。社員の皆さんが業務改革を着実に推し進め成果をあげていること、果敢なチャレンジを期待して以下回答する。

<国労千申第3号>の申し入れ内容

- 2023年度夏季手当の支払い額は、基本給月額額の2.5か月に5万円を加えた額とすること。
- 2023年度夏季手当は、6月30日(金)までに支払うこと。
- 嘱託社員についても上記に準ずること。
- 契約社員、パート社員についても前年を上回る支給額とすること。
- 退職する方が増加している。退職に伴う要員を補充すること。

CTSは6月14日、下記の回答を示した。

2023年度夏季手当については、次のとおりとする。

- 支給額
 - 社員 基本給の2.5か月
 - 嘱託社員 基本給に地域手当経過措置分として調整手当に加算した額の2.5か月及び一時金として15,000円
 - 契約社員及びパート社員
下表に示す勤続年数及び勤務時間に応じた手当及び一時金

単位 万円

	勤続年数	査定期間中の1ヶ月平均労働時間数			
		40時間以上 100時間未満		100時間以上 (パート社員)	
		手当	一時金	手当	一時金
	6ヶ月未満	0	0	0	0
	6ヶ月以上～1年未満	2	3.5	4	7
	1年以上～3年未満	2	3.5	5	7
	3年以上～5年未満	3	3.5	7	7
	5年以上	5	3.5	12	7

※ 契約社員も手当についてパート社員と同額とするまた一時金は6ヶ月以上一律7.5万円とする。

※ 40時間未満(勤続年数6ヶ月未満の者を除く)の者に対しては一時金15,000円を支給する。

- 支給対象者 2023年6月1日現在で在職する者でJRからの出向者を除く。
- 支給日 2023年6月26日(月)以降準備でき次第とする。

昨年を上回る回答ではあるが、国労要求やパート・契約社員の処遇改善、要員問題、新規採用に向けた労働条件改善など明確な回答はされなかった。しかしながら労働条件、労働環境の改善を含め、今後とも真摯な議論の場を求める事を確認して妥結することとした。